

龍ヶ崎地方衛生組合監査委員訓令第1号

龍ヶ崎地方衛生組合監査委員監査規程を次のように定める。

令和6年7月11日

龍ヶ崎地方衛生組合
代表監査委員 竿 留 一 美

龍ヶ崎地方衛生組合監査委員監査規程

龍ヶ崎地方衛生組合監査委員監査規程（令和元年龍ヶ崎地方衛生組合監査委員訓令第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、龍ヶ崎地方衛生組合監査委員条例（昭和41年龍ヶ崎地方衛生組合条例第2号）第9条の規定に基づき、監査委員が法令の規定により行う監査、検査、審査その他の行為（以下「監査等」という。）に関する職務執行の方針、要領等を定めるものとする。

（監査等の方針）

第2条 監査委員は、その職務を執行するに当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第198条の4第1項の規定により定めた龍ヶ崎地方衛生組合監査委員監査基準（令和2年龍ヶ崎地方衛生組合監査委員告示第1号。次条において「監査基準」という。）に従い、監査等を行うものとする。

（監査計画）

第3条 監査委員は、毎会計年度の開始前に、監査基準に基づき、当該年度に実施すべき定期監査、例月出納検査、決算審査、基金運用審査その他予測できる監査等の執行に関する計画（以下「監査計画」という。）を定めるものとする。

2 監査委員は、前項の規定により定めた監査計画のほか、随時に監査等を実施するときは、必要に応じ、あらかじめ具体的な個別の監査計画を定め、その計画に基づいて監査等を実施するものとする。

（監査等の要領）

第4条 監査等は、組合の執行機関及び被財政援助団体等（次項において「執行機関等」という。）について、書類又は実地により、これを行うものとする。

2 監査委員は、監査等を行うときは、執行機関等に対し監査等に必要な書類の作成を命じ、当該執行機関等の責任者に説明を求め、又は説明書を徴するものとする。

（監査委員会議）

第5条 監査委員は、地方自治法に定める合議事項のほか、次に掲げる事項を協議するため必要に応じ、監査委員会議を開催するものとする。ただし、監査委員会議を開催する暇がないときは、文書による回議をもってこれに代えることができる。

- (1) 規程等の制定及び改廃に関する事。
- (2) 監査計画に関する事。
- (3) 請求又は要求に基づく監査等の実施に関する事。
- (4) 監査等の関係人の出頭に関する事。
- (5) その他監査委員の職務の執行に関し必要な事項
(補則)

第6条 監査等を受ける者に提出を求める資料の要領等については、監査委員が別に定める。

付 則

この訓令は、令和6年7月11日から施行する。